



「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画」最終案 【計画期間：令和8年度～令和11年度】

資料7

第1章 計画の策定の考え方

- ・児童相談所が関与していた児童の死亡事例を受けてとりまとめられた、第三者による検証委員会からの提言もふまえ、「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成」の3つの視点から「子どもを虐待から守る条例」を改正（令和7年7月施行）。
- ・改正条例第25条に基づき、条例の内容をより一層推進するため、具体的な取組を定める。
- ・改正条例で新たに規定した施策を中心として、「三重県社会的養育推進計画」「健やか親子いきいきプランみえ」等の関連計画のうち、児童虐待防止施策に資する取組も加えて整理。

第4章 施策の具体的な展開

第1節 総論

(1) 子どもの権利擁護の取組の推進

- ①「子どもの権利」に関する周知・啓発
- ②「体罰によらない子育て」の周知・啓発

(2) 通告の徹底や支援の仕組みづくり

「子どもや子育て家庭の変化（SOS）への気づき」「支援の入り口である通告の徹底」「その後の支援」について、教育や保育等の関係機関職員、市町とともに、ワンチーム意識のもと、情報共有や役割分担の連携の仕組みづくりを検討【新】

第2節 未然防止

(1) 妊娠期からの子育て家庭への切れ目のない支援

- ①こども家庭センターの運営強化
統括支援員、母子保健コーディネーター等の人材育成や専門性の確保に向けた研修の充実
- ②関係機関の相談機能の強化
児童家庭支援センター、NPO等関係機関との連携体制の構築【拡】
- ③プレコンセプションケアの啓発
啓発パンフレットを小中高等学校、大学、企業等に配布

主な指標

県主催研修・会議の市町職員等の受講者数

(R6) 200名
⇒ (R11) 累計800名

(2) 虐待予防のための子どもの安全確認の強化

- 乳幼児健診等が未受診の子どもの安全確認の徹底
乳幼児健診等を受診していない子どもの安全確認ができない場合、児童相談所への相談・通知することを条例に新たに規定したことを市町へ周知徹底

第3節 早期発見・早期対応

(1) 虐待のおそれのある子どもの安全確認・安全確保の強化

- 児童相談所、市町、警察等関係機関との合同研修
県内全体の児童相談体制の連携体制の強化及び対応力の向上

主な指標

市町からの要請による要対協等へのアドバイザー派遣回数

(R6) 17回
⇒ (R11) 累計 68回

(2) 子どもを守る地域ネットワークづくり

- ①市町要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営強化の支援
市町と児童相談所との円滑な支援内容の協議、役割連携、虐待進行管理のあり方等について検討・見直し
- ②障がい児やその家庭への支援の充実
・障がいや疾患の早期発見・早期対応及び適切な支援
・保健、医療、教育との連携が欠かせない発達障がい児等や、医療的ケアを必要とする障がい児とその家庭への支援を充実
- ③虐待を背景とする子どもの複雑な問題行動への支援の強化
虐待を背景とする子どもの複雑な問題行動等への対応力向上に向け、少年鑑別所に併設されている三重法務少年支援センターと連携し、アドバイザーとして市町の要対協へ派遣【新】

第5章 計画の総合的・効果的な推進に向けて推進体制

- ・福祉、保健、医療、教育、警察などの関係機関で構成する「市町要保護児童対策地域協議会」と連携を図りながら、計画の取組を推進。
- ・児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、一時保護児童等の支援等に当たっては、市町、警察等の関係機関等と連携。

第2章 児童虐待を取り巻く県内の状況と課題

- ・県内の児童相談所の虐待対応相談件数は2,000件を超える高い水準で推移
- ・心理的虐待の件数が増え、約半数は家庭内でDVを目撃する事例
- ・被虐待児童の年齢は6歳未満が約4割

第3章 基本理念

子どもが、心も体も傷つけられることなく、安全に安心して暮らせる社会をめざす

第4節 保護及び支援

(1) 一時保護をした子ども等の権利擁護の推進

- ①一時保護所等の暮らしの中の「子どもの権利」の理解促進
「子どもの権利」について理解を深められるよう子どもの権利ノートを改訂【拡】
- ②保護や措置の状況に応じた意見表明等支援の拡充
・弁護士等の法曹専門職によるアドボケイトの導入【新】
・社会的養護の子どもに必要なアドボケイトの担い手の養成や効果的な実施方法の検討【拡】
- ③被措置児童等虐待の発生予防、調査等の実施体制を構築
・子どものケアにあたる施設職員等への研修の充実
・里親家庭等への継続的な支援や心理的サポート体制の充実
・被措置児童虐待を受けた子どもの権利擁護等のため、適切かつ速やかに調査が実施できる体制の構築

主な指標

一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査により「安心して過ごせた」と回答した子どもの割合
(R6) —
⇒ (R11) 100%

(2) 一時保護をした子ども等への支援強化

- ①一時保護児童が心身ともに安心できる体制整備
・居室の個室化やきょうだい部屋等の整備【拡】
・夜間緊急対応時や感染症発生等時の人員体制の拡充【拡】
- ②ケアニーズの高い子どもの治療的ケアを行う医療機関との連携体制の構築
児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制の構築【拡】
- ③一時保護児童のニーズに応じた学習支援
・在籍校への登校支援等を継続
・オンライン授業へ参加できる環境の整備【新】

主な指標

一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査により「自分に合った勉強ができた」と回答した子どもの割合
(R6) —
⇒ (R11) 100%

(3) 一時保護解除時等の子どもの安全確保

- ①多機関との多角的なアセスメントの実施
児童相談所、市町、一時保護委託先等がワンチームとなり、一時保護解除前に、子ども及び家庭の多角的なアセスメントを行い、家庭復帰後の安全確保の措置を徹底
- ②障害児入所施設による地域生活への円滑な移行
子どもへの必要なケアが十分行われるよう家庭への相談援助や養育力の向上の支援

主な指標

児童相談所におけるこども家庭ソーシャルワーカー資格取得支援数
(R6) —
⇒ (R11)累計8人

(4) 社会的養護経験者の自立支援の強化

- ①施設等を退所後の実情把握
現在の困り事や必要な支援についてアンケート調査を行い、退所後の状況を把握【新】
- ②アフターケアの環境整備
これまで生活してきた施設等において引き続き自立に向けた支援を受けることができる環境の整備【拡】
- ③相談支援を行う拠点の設置
施設を退所した後、生活が安定しない時などの相談支援を行う拠点を設置【新】

主な指標

施設等を退所後3年後の就労の状況と進学状況
(R6) —
⇒ (R11)100%

第5節 体制整備

(1) 警察、医療機関との連携体制の強化

- ①児童相談所と警察の適切かつ迅速な連携体制の整備
児童相談所と警察が緊急の通告時における情報共有を補強するためのシステム構築【新】
- ②ケアニーズの高い子どもの治療的ケアを行う医療機関との連携体制の構築（再掲）
児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制の構築【拡】

主な指標

情報共有を補強するためのシステム整備箇所数
(R6) 1か所（本部のみ）
⇒ (R11) 19か所（本部と全警察署）

精神科の医療機関と緊急時の診察や入院等の連携体制を構築できた児童相談所数
(R6) 2か所 ⇒ (R11) 6か所

(2) 児童相談所職員等の専門性の向上

- ①児童相談所の人員体制・専門性の強化
・職員の指導・教育を担当する職員の専従化を促進
・児童相談所と一時保護所の第三者評価を受審し、課題改善の取組を推進【拡】
・弁護士等の法曹専門職によるアドボケイト導入（再掲）
- ②市町への伴走型支援の継続
・市町への研修の充実
・市町への児童相談アドバイザー等の派遣
・市町間の連携を強化するため「三重県市町児童相談対応情報共有フォーム」の運用【新】

主な指標

第三者評価を受審した児童相談所
(R6) — ⇒ (R11) 6か所
第三者評価を受審した一時保護所
(R6) — ⇒ (R11) 2か所

(3) 子ども虐待防止啓発

- 相談方法等について子どもに分かりやすく啓発

子どもの権利や相談方法について、年齢や発達段階に応じた、子どもにとって分かりやすい啓発を実施【拡】



計画の推進

- ・改正子どもを虐待から守る条例第31条に基づき、毎年、施策の取組状況等を「年次報告」として取りまとめ、議会に報告し、翌年度の施策の推進につなげる。